

屋外広告物Q & A

Q1 お店を開くのに広告物を設置する予定であるが申請は必要か？

A1 自己の店舗の同一敷地内ですべての表示面積が 15 m²以下であり、敷地内の建物の高さの 3/2 以下の高さの広告物であれば申請不要となります。

なお、設置場所により面積要件等が異なる場合があります。

詳細につきましては、メールまたは電話等で
設置場所をご提示の上、ご相談ください。

電話番号:0246-22-7512

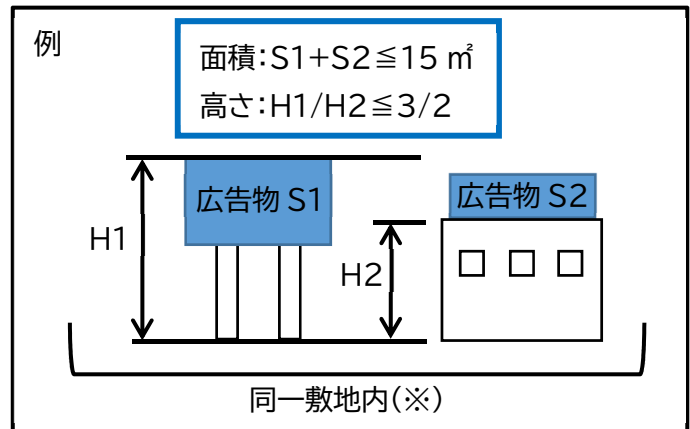
F A X:0246-24-4306

(送付する際は事前にご連絡をお願いします。)

メール:toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp

※詳細はホームページの屋外広告物規制の概要を
ご覧ください。

(<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001336/index.html>)



※店舗とは離れた別敷地に設置する広告物は、
こちらとは異なりますので別途ご相談ください。

Q2 屋外広告物の更新申請通知が届いたが、手数料の納付はどうしたらよいのか？

A2 手数料は申請書類提出の際に、窓口での現金納付または現金書留で納付してください。
(納付書は発行されません)

屋外広告物許可申請の手続きは書類及び手数料の納付が完了してから進めますのでご注意ください。

Q3 広告物の点検者及び管理者は資格者でないといけないのか？

A3 広告物の高さ4mを超える場合、点検者及び管理者は有資格者でなければなりません。
有資格者:屋外広告士、1 級又は 2 級建築士及び屋外広告物点検技能講習を修了したもの。

Q4 広告物を撤去したが申請は必要であるか？

A4 除却届の申請が必要となります。

除却届と合わせて広告物が撤去されたことがわかるカラー写真を添付し提出をお願いします。

除却届は直接窓口に来庁していただき記入いただくか、ホームページより申請書を
ダウンロードいただき、郵送での提出も可能です。